

SGEC 分別・表示事業体認定 審査報告書

北海道紋別市 オホーツク中央森林組合

平成19年 3月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. オホーツク中央森林組合の概要

II. 審査経過・確認資料一覧

III. オホーツク中央森林組合の審査における判定事由書

IV. オホーツク中央森林組合の審査判定表

V. 関係資料等（主な確認資料）

I オホーツク中央森林組合の概要

1. 申請者名称・所在地

オホーツク中央森林組合 代表理事組合長 阿 部 徹
北海道紋別市元紋別268番地の2

2. 認定事業体

オホーツク中央森林組合 代表理事組合長 阿 部 徹
北海道紋別市元紋別268番地の2

3. 事業内容・業種

販売部門（主伐・間伐材等生産及び販売）

4. オホーツク中央森林組合の沿革

オホーツク中央森林組合の前進、紋別町森林組合は、昭和17年に設立後、昭和42年に紋別市上渚滑森林組合と合併し、紋別市森林組合となり、その後平成15年に興部町森林組合及び西興部村森林組合と合併し現在に至る。

主な事業内容として販売部門では、間伐作業を中心に実施している。

主伐・間伐については、今後一般民有林のSGEC認証森林推進を含め認証森林を中心に実施していきたいと考えており、平成17年度の販売部門実施状況は、販売事業・林産事業合わせて約19,667 m³取り扱っている。

5. 分別・表示管理体制

当組合は、別紙「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「SGEC森林認証された森林から生産した認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示を管理する管理責任者を設置し、管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存して、認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

また、「SGEC分別・表示管理体制図」を定め体制強化に努めている。

Ⅱ. 審査経過

1. オホーツク中央森林組合の審査経過

オホーツク中央森林組合の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、大竹秀一、宇佐見均の4名が下記のとおり行った。その他、秋の現地確認審査においては、当協会審査委員会の山根委員に現地指導をいただいた。

【審査申し込み】

平成18年 5月13日/審査申し込み

(内容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【企画審査】

平成18年 5月28～31日/**オホーツク中央森林組合**の現地の状況及び土場、事務所等の確認

(審査員) (社)全国林業改良普及協会 大竹秀一

6～9月下旬/書類確認

【確認審査】

平成18年10月24～27日

(場所) **オホーツク中央森林組合**の現地の状況及び土場、事務所等の確認

(審査員)
全林協審査委員会委員 (元東京大学教授) 山根明臣
同 (社)全国林業改良普及協会 野田昭一

(出席者)

北海道網走西部森づくりセンター所長	阿部 昭彦
同 普及課主査	谷村 賢次
紋別市助役	幡野 勝彦
紋別市産業部次長	松本 正之
紋別市農政林務課長	西脇 満弘

紋別市林業振興係長	小林 功男
同 林業振興係主任	中村 雅俊
オホーツク中央森林組合長	阿部 徹
同 専務理事	永井 功一
同 森林整備課長	佐々木 学
同 興部事業所長	木村 祐司
紋別市 植物研究会事務局長	米原 ふさ子
紋別市木材協同組合専務理事	山田 龍

(内 容)

1. 「認定審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. **オホーツク中央森林組合**の事務所において販売及び林産事業の概要、現行の原木の販売先、伐倒から販売における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

平成19年2月上旬／審査書類調整

平成19年3月19日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
(株)木構造振興専務取締役(元森林総研) 農学博士	西村 勝美
東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司
(事務局)	
(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
同	野田 昭一
同	宇佐見均

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. **オホーツク中央森林組合**の提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 紋別市事業体5社の審査における判定事由書

審査委員会により、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき、次の「**オホーツク中央森林組合 判定表**」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙Ⅳの「**オホーツク中央森林組合の審査判定表（分別・表示）**」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、**オホーツク中央森林組合**は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の向上目標が付記された。

【向上目標】

1. 地域の認証材振興のために、組合員等に森林認証制度の趣旨を更に普及させるよう努められたい。
2. 認証材の分別・管理を徹底させるよう、管理手法について工夫を図られたい。
3. 「分別・表示管理方針書」「生産出荷管理計画」が現場において確実に実行されるよう工夫を図られたい。
4. 従業員全員が、森林認証制度の趣旨を十分理解し、分別・表示についてもその考え方にそって適格に対処できるよう研修等に努められたい。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である 持続的に事業活動を行いうる事業体であること

オホーツク中央森林組合（紋別市元紋別）は、平成15年4月に紋別市森林組合、興部町森林組合、西興部森林組合が合併し創設された森林組合で平成18年度現在組合員約950名、常勤職員9名を抱えている。現場作業職員は季節雇用9名がおり、造林作業に従事している。販売及び林産事業、購買及び森林造成事業等を実施している。伐木、造材作業は民間企業に請け負わせて実施している。販売事業においてはカラマツ、N、Lの用材等を年間1万4千m³、86百万円、林産事業では同樹種を5千3百m³、37百万円等を実施している。

1-2 / 妥当である 経営指標に照らし、財務状態が健全であること

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していることと判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること

オホーツク中央森林組合では、組合員所有山林及び森林組合所有林、紋別市市有林からの生産材等の販売及び林産事業等を担当している。平成18年12月の組合所有林及び紋別市市有林の森林認証を契機に、組合員への森林認証制度の普及及び認証林から生産される認証材のラベリング等により、地域から生産される認証材の市場への売り込みを今後図っていく考えである。

2-2 / 妥当である 認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること

上記1-1に記述したように組合員所有山林、森林組合所有林及び紋別市市有林からの生産材等により経常的に一定規模の販売及び生産事業を実施しており、事業規模は安定している。

2-3 / 妥当である 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

上記 2 - 1 に記述したように紋別地区の地域起こしの一環として、地域の林業家を束ねる立場から組合の基本方針として、森林認証制度を広く普及させていく考えであり、また地域材を S G E C 森林認証材として市場に売り込んでいくこととしている。

また認証林産物を使用した木製品の販売にも力を入れていくこととしている。

基準 3 分別・表示管理運営の体制

3 - 1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

オホーツク中央森林組合では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の生産出荷管理計画図」を作成している。

3 - 2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

オホーツク中央森林組合には、素材集積土場があり、認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っておることから、認証林産物が搬入されても即対処できる体制にある。

3 - 3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

オホーツク中央森林組合では、分別・表示管理を担当する S G E C 認証林産物管理責任者及び現場担当者を配置し、研修を行うこととしている。その他の従業員に対しても分別・表示管理の趣旨の周知を図ることとしている。

なお、「S G E C 分別・表示管理体制図」を作成している。

3 - 4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原木などについては定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

IV オホーツク中央森林組合の関係資料等

- (1) オホーツク中央森林組合の概要**
- (2) 認証林産物の分別・表示管理方針書**
- (3) 認証林産物の生産出荷管理・計画図**
- (4) S G E C 認定事業体・組織図**
- (5) S G E C 分別・表示管理体制図**
- (6) 審査判定表**